

令和4年

第12回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年11月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第12回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第12回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年11月30日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本 田 充	3番 齋 藤 正 人	5番 渡 辺 隆
7番 本 間 多佳子	9番 阿 部 萬紀夫	11番 菅 井 茂
12番 渡 邊 悟	13番 笠 原 尚 美	14番 小 林 章 男

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 辻 繁 雄	3番 圓 山 徳 明
4番 塩 田 亨	5番 那須野 一 吉	6番 五十嵐 和 則
7番 小 林 隆 司	8番 伊 藤 剛 栄	10番 長谷川 政 男
11番 松 崎 学		

3 欠席委員

○農業委員	2番 中 村 孝 幸	4番 曾 我 憲 司	6番 上 松 千 恵
	8番 皆 川 光 浩	10番 齋 藤 瑞 穂	15番 見尾田 正 行
○推進委員	9番 齋 藤 広 範		

4 遅参委員 7番 本 間 多佳子

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて
日程第4	議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて
日程第5	議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について
日程第7	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
 日程第11 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（笠原）

みなさん、お疲れ様です。本日見尾田会長は東京で開催されております農業者年金加入推進セミナーと明日開催されます全国農業委員会会長代表者集会に出席のため出張しております。代わりまして私の方で議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、先回の農業委員会大会の折に表彰を受けられたみなさま、大変おめでとうございます。本来であれば本日会長の方から代わって表彰状の受け渡しをするところですが、本日出張のため、来月の総会の際にお願いしたいと思っておりますので、来月もきちんとご出席くださいますようお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和4年11月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は8名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は2番 中村委員、4番 曾我委員、8番 皆川委員、10番 齋藤委員、15番 見尾田委員、6番 上松委員の6名です。

推進委員の欠席は、9番 齋藤推進委員の1名です。

また、7番 本間委員から遅れる旨連絡がありました。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

3番 齋藤委員、5番 渡辺委員、9番 阿部委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認め、議事録署名委員を、3番 齋藤委員、5番 渡辺委員、9番 阿部委員にすることに決定いたしました。

続きまして、日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

会期については、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定いたしました。

本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて説明いたします。

受付番号12番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

土地の所在が次郎丸字浦林（うらばやし）、地目、台帳・現況がともに畑、

地積295㎡、これを含めまして合計3筆、589㎡です。譲受・譲渡理由は、「財産処分」と「親族より受贈」です。

契約の内容が令和4年10月3日許可の贈与による所有権移転でした。

取消理由は、譲受人が親族から反対され譲渡人へ辞退の申出があったことから、この許可を双方合意で取り消すものであります。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて、原案のとおり承認することを決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長（笠原）

続きまして、日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局
（斎藤）

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて説明申し上げます。

3ページをご覧ください。受付番号15番、譲渡し人、譲受人は記載のとおりです。駒林字諏訪原、地目、台帳・現況とも田、1,000㎡です。令和4年11月10日公告の交換による所有権移転でした。取り消し理由は譲渡し人死亡のため、譲渡し人の相続人の代表と譲受人双方合意で取り消すものです。

続きまして受付番号16番、譲渡し人・譲受人は記載のとおりです。駒林字諏訪原、地目、台帳・現況とも田、1,013㎡です。令和4年11月10日公告の交換による所有権移転でした。取り消し理由は譲受人死亡のため、譲受人の相続人代表と譲渡し人の双方合意で取り消すものです。

以上、議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (笠原) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (笠原) 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長 (笠原) 続きます。日程第5 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局 (野崎) 議案書5ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転が2件2筆、合計面積が1,042㎡、使用貸借権設定が1件73筆、合計面積が43,329.33㎡です。
最初に所有権移転を説明します。
受付番号25番、下里字仲作(なかさく)、地目、台帳・現況がともに田、地積677㎡です。
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。
契約の内容は、総額40万円での売買です。
続きます。受付番号26番、千原字雪車町(そりまち)、地目、台帳・現況がともに畑、地積365㎡です。
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。
契約の内容は、贈与です。
この案件は4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は家庭菜園として農地を利用したい旨計画書が提出されております。
続きます。使用貸借権設定ですが、受付番号24番は農業者年金受給中のため再設定するものであり、説明を省略いたします。
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

15ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について説明いたします。

受付番号10番、申請人住所、氏名、経営面積、耕作人員は記載のとおりです。

土地の所在が前山字町道（まちみち）、地目田、地積672㎡です。

取得事由は耕作利便、債権者が阿賀野川土地改良区、売却基準価格は230,000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で、令和4年12月6日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項の各号については、該当なしです。

場所につきましては、16ページ・17ページをご覧ください。

京ヶ瀬地区、旧前山小学校の北東方向約500mに位置している農用地区域内の農地です。

続きまして、受付番号13番、申請人住所、氏名、経営面積、耕作人員は

記載のとおりです。

土地の所在が笹岡字塚ノ目（つかのめ）、地目田、地籍2，032㎡、これを含めまして合計3筆で6，086㎡です。

取得事由は規模拡大、債権者が阿賀野川土地改良区、売却基準価格は2，110，000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で、令和4年12月6日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項各号については、該当なしです。

場所につきましては、18ページ・19ページをご覧ください。

笹神地区、笹神中学校の北西方向約1.2kmに位置している農用地区域内の農地です。

続きまして、受付番号14番、申請人住所、氏名、経営面積、耕作人員は記載のとおりです。

土地の所在地が高田、地目田、地籍1，767㎡です。

取得事由は規模拡大、債権者は阿賀野川土地改良区、売却基準価格は610，000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で、令和4年12月6日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項各号については、該当なしです。

場所につきましては、20ページ・21ページをご覧ください。

笹神地区、神山小学校の北側約1.6kmに位置している農用地区域内の農地であります。

以上ですが、この議決を行う場合は、その後の事務処理の迅速化を図るため、農地等買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり売却の実施について、売却決定通知書を添付し第3条第1項に規定する許可に係る申請書を提出した場合においては、農業委員会の会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、第3条第1項の許可書を交付する旨の議決となります。

以上で議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、13番案件の申請人は14番 小林委員であります。農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、14番 小林委員は退室し、13番案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「意義なし」の声）

議長（笠原）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、はじめに13番案件を審議いたしますので、14番 小林委員の退室をお願いいたします。

— 14番 小林委員 退室 —

議長（笠原）

14番 小林委員が退室されましたので、13番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原） 「質疑なし」の声がありました。よろしいでしょうか。
質疑なしと認めます。
お諮りします。
13番案件について、原案のとおり承認し、農地等買受適格証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員 （ 「異議なし」の声 ）

議長（笠原） 異議なしと認めます。
したがいまして、13番案件について、原案のとおり承認し、農地等買受適格証明書を交付することに決定いたしました。
14番 小林委員の入室をお願いいたします。

— 14番 小林委員 入室 —

議長（笠原） 14番 小林委員が着席されましたので続けます。
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （ 「なし」の声 ）

議長（笠原） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、農地等買受適格証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員 （ 「異議なし」の声 ）

議長（笠原） 異議なしと認めます。
したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、農地等買受適格証明書を交付することに決定いたしました。
これで、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、すべて原案のとおり承認し、農地等買受適格証明書を交付することに決定いたしました。
続きまして、日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書23ページをご覧ください。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号34番、使用貸借権設定による永久転用です。
譲受人・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が若葉町、地目、台帳が田、現況が畑、地積75㎡、これを含めまして合計2筆で330㎡です。転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間は、令和4年12月1日から令和5年6月14日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、賃貸アパートで生活していますが、家族が増えて手狭になったため、申請地に使用貸借権を設定して個人住宅を建築するものです。

場所につきましては、24・25ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、水原駅から南西方向400mほどの場所に位置する土地です。

26ページには、更正図に申請地として塗りつぶして表示しております。

27ページは平面図兼土地利用計画図です。

28ページは排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は雨水管を通して道路側溝に流す計画です。

続きまして、29ページになります。

受付番号35番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳が田、現況が畑、地積214㎡です。転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和5年2月20日から令和5年6月10日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、市内のアパートに住んでいますが、手狭になったため、住宅を建てるため申請するものです。

場所につきましては、30・31ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国道460号、北本町の葬祭みなみ会館の近くに位置する土地です。

32ページには、更正図に申請地として塗りつぶして表示しております。

33ページは平面図兼土地利用計画図と排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に流れる計画です。

続きまして、34ページになります。

受付番号36番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が曾郷字居浦（いうら）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,416㎡、これを含めまして、合計4筆で3,194㎡です。

転用目的は特定建築条件付売買予定地15棟、資金計画は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和6年3月31日までです。

農地区分につきましては、申請地から500メートル以内に小・中学校、阿賀野市京ヶ瀬支所等、二つ以上の公益的施設が存在し、水道管、下水道管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができることから第3種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画及び先ほどの要件等を確認し、計画実施は確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は新潟市で不動産業を営んでいますが、当該地は国道49号線への交通アクセスが非常によく、周辺には小学校や市役所並びに公園、図書館も近くにあることから住宅地としての需要が見込まれる最適地であるとし、当該地を買い受けて15区画の特定建築条件付売買予定地とする計画を立てたものです。

場所につきましては、35・36ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市京ヶ瀬支所から北東へ500mほどに位置しており、自治会「曾

郷エコタウン」に隣接する場所になります。

37ページには更正図に、開発区域を塗りつぶして表示しております。農地転用の申請地は開発区域の塗り潰しから真ん中の墓地と南側の雑種地を除いた4筆になります。

なお、墓地につきましては、移転手続きが済んでおり、担当課にも確認済みです

38から41ページは建物平面図を掲載しています。図面は住宅を建設する時の標準的な建物図面となります。

42ページは土地利用計画図、43ページは排水計画図ですが、図のように15区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は新たに設置する側溝を介し、接続する道路側溝に排水します。

なお、申請者の農地転用に伴う造成工事につきまして、新潟市と阿賀野市で令和3年度までの許可については完売。令和4年4月15日に特定建築条件付売買予定地で許可した申請地北側の土地も、28区画中17区画が売却済みとなっており、令和7年3月までに売れる見込みがない土地がある場合は申請業者が建売することとなっています。

今回の申請地も令和9年3月末までに販売が見込まれない土地があったときは、販売できなかった残余の土地に住宅を建て建売住宅販売にすることを約束しています。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

13時52分に本間委員が着席されましたので報告申し上げます。

議事を進めます。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

36番案件について、14番 小林委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（小林）

36番についてご報告申し上げます。今ほど事務局の説明のあったとおり何ら問題のない場所というふうに見てまいりました。当初現地調査をした際、事務局の方からも説明がありましたように、すぐこの更正図を見ていただくとわかるとおり、道路を挟んで反対側ということで今回の申請があったわけですけれども、こんなに急いで建てて、どうなんだろうと感じた点がございましたので、質問したところ、今の説明どおり、売れない場合は建売で処理するというご報告をいただきました。そういったことで何ら、許可可能ということで見てまいりましたけれども、みなさんの慎重なるご審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長（笠原）

ありがとうございました。

34番案件と35番案件についても現地調査を行っておりますが、34番案件の現地確認委員の10番 齋藤委員と35番案件の現地確認委員の8番 皆川委員のいずれも欠席でありますので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」 の声)

議長 (笠原) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長 (笠原) 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長 (笠原) 続きまして、日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。
今月の受付状況は所有権移転6件、9筆、11,713.00㎡、賃貸借権設定96件、546筆、549,678.04㎡、農地中間管理権設定43件、256筆、225,019.00㎡となります。
はじめに所有権移転の案件です
45ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。
なお、譲受人は認定農業者です。
また、台帳現況地目については いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。
それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。
1番、下黒瀬字古田、2,023㎡。2番案件と交換です。
2番、下黒瀬字新江外1筆、1,986㎡。1番案件と交換です。
3番、熊堂字村上、485㎡。10a当り500,000円の売買です。
4番、保田字山ノ下、1,121㎡。総額560,500円の売買です。
7番、上高関外1筆、3,985㎡。10a当り550,000円の売買です。
8番、蒔田字水シリ外1筆、2,113㎡。10a当り580,000円の売買です。
次に、賃貸借権設定の案件です。
47ページをご覧ください。
更新案件については、説明を省略させていただきます。
1番、駒林字土居内外2筆、3,081㎡、10a当り25,000円。
50ページ、7番、小浮字長塚外5筆、10,409㎡、10a当りコシヒカリ90kg。
51ページ、8番、野田字姥ヶ池外1筆、2,593㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

54ページ、11番、山口字島崎、189㎡、10a当りコシヒカリ120kg。

55ページ、14番、船居字塚田外2筆、3、610㎡、10a当り28,000円。

64ページ、32番、野田字老ケ池外3筆、3、546㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

67ページ、40番、保田字山ノ下外1筆、3、416㎡、10a当りコシヒカリ70kg。

69ページ、43番、船居外2筆、6、793㎡、10a当り23,000円。

77ページ、54番、嘉瀬島字苗代割外3筆、2、261㎡、10a当り23,000円。

78ページ、55番、嘉瀬島字寺浦外1筆、3、034㎡、10a当り23,000円。

56番、嘉瀬島字土手跡、667㎡、10a当り23,000円。

57番、南安野町外2筆、3、043㎡、10a当り22,400円。

81ページ、63番、保田字中道外4筆、4、083㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

83ページ、66番、発久字ヤチ、1、925㎡、10a当り22,000円。

86ページ、73番、村岡字霞外3筆、6、027㎡、10a当り18,000円、20,000円。

94ページ、82番、分田字三本柳外21筆、15、871㎡、10a当り20,000円、24,000円。

100ページ、92番、下黒瀬字居浦外4筆、6、517㎡、10a当り23,000円。

103ページ、96番、堀越字市戸外4筆、6、901㎡、10a当り22,000円。

続きまして農地中間管理権設定の案件です。

109ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和4年12月10日から令和14年12月10日または令和10年12月10日までとなっております。

また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り2,000円、6,000円、8,000円、11,000円、15,000円、20,000円、22,000円、27,000円の設定となっております。

地籍も含め、読み上げは省略させていただきます。

それでは、109ページ1番から120ページ18番まで、121ページ20番から123ページ25番まで、女堂字沖布外114筆、108,474㎡、女堂集落、地域集積関連の契約です。

120ページをご覧ください。

19番、高田外11筆、8,929㎡。

123ページをご覧ください。

26番から134ページ41番まで、大室字大日外115筆、101,418㎡、大日集落、地域集積関連の契約です。

42番、上福岡字前新田3筆、3、359㎡、43番、上福岡字宮ノ上外8筆、2、839㎡。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる

こと。農作業に常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長（笠原）

続きまして、日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書の139ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。

今月は72件あります。

契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が3件、農用地利用集積計画の貸借権設定の解約が61件、農用地利用集積計画の使用貸借権の設定の解約が8件です。

解約事由で主なものでは、上福岡地区の地域集積に関連した解約が141ページ41番、42番の2件、13筆、合計6, 198㎡であります。

続きまして高田地区の地域集積に関連した解約が142ページ43番、4

4番の2件、12筆、合計8,929㎡であります。

続きまして大日地区の地域集積に関連した解約が143ページの45番ほかで、件数8件、65筆、合計57,362㎡であります。

続きまして、女堂地区の地域集積に関連した解約が152ページの60番ほかで、件数14件、63筆、合計50,294㎡であります。

続きまして、借り人死亡による解約が172ページの103番ほかで、4件、35,709㎡であります。

続きまして、農地中間管理権設定のための解約が139ページ99番、179ページ113番、181ページ114番、183ページ112番の4件であります。契約終了を待たずに解約して中間管理に替えるものです。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書189ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。
事業完了届は2件あります。
受付番号28番、転用事業者は記載のとおりです。
土地の所在が保田字砂山（すなやま）、転用面積は10筆で7,682㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。
許可年月日及び許可番号が令和3年4月26日、阿農委第502046号、完了年月日が令和4年10月24日です。
場所につきましては、190・191ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区、国道49号の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。
192ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み濃く塗り潰して表示しております。
193ページには土地利用計画図を掲載しております。
当該地は11月24日に現地確認をしまいましたが、埋め戻しが終わっておりました。基盤整備による換地を行い、畦畔の割を縦横変えまして、用水、排水、道路が整備されておりました。
どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。
過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

続きまして194ページになります。

受付番号34番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（しもうえのやま）、転用面積は14筆で14,690㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和3年5月25日、阿農委第503005号、完了年月日が令和4年11月4日です。

場所につきましては、195・196ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、上江端集落の北東側に位置しております。

197ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み濃く塗り潰し表示しております。

198・199ページには土地利用計画図・全体土地利用計画図を掲載しております。

当該地は11月24日に現地確認をしまいましたが、埋め戻しは終わっておりました。この場所は引き続き、搬出入路と堆積場として使用するため、10月の総会で許可を得た場所の一部であります。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては現地調査を実施しておりますが、28番案件の現地確認委員の10番 齋藤委員と34番案件の現地確認委員の8番 皆川委員がいずれも欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

報告案件ではございますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

（ 「質疑なし」 の声 ）

議長（笠原）

質疑なしとの声がありました。

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いいたします。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 齋藤係長 —

議長（笠原）

続きまして、日程第11 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長、お願いします。

事務局
（齋藤）

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

議案第6号で承認された農地中間管理権設定の農地等44件、257筆、225,131㎡について報告いたします。

配分43件、移転1件となっております。

それでは201ページをご覧ください。

500番から229ページ542番まで、土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定により固定されておりますので案件ごとの読み上げは省略させていただきます。

令和5年1月31日に新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和5年2月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については201ページ、400番です。

移転後の開始は令和5年1月31日に新潟県が公告をすることから令和5年2月1日終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。なお、配分計画の譲受人は農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（ 「質疑なし」 の声 ）

議長（笠原）

質疑なしの声がありました。
質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いいたします。
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

－ 14時20分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年11月30日

議事録署名委員 3番 ⑩

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議長
農業委員会会長職務代理者 ⑩